京城新報

●陰曆 十一月一日
發行所 京城新報社 電話六六三

北老爺嶺の大森林及雪中縱斷記(一)

▲伊爾哈雅範窩集見　衣仙

[illegible]いて見ると、長白山を中心として恰度車軸の如に諸の山脈が四方八方に射出して居る、其の中、西に分岐して鴨綠江に沿ひ西南の方向を取つて走るものと、更に之から離れ東北の方向を取つて分岐するものとの二ツの支脈が有るが、共に其山脈中老爺嶺若くは老爺阜と名の付く山が多いから、茲には假に前者を南老爺嶺山脈と名け、後者を北老爺嶺山脈と名ける抑も老爺と云うは軍神の事だ相で、何にも老爺と名の付く山には、大抵其の頂上と思う所に之を祭つた廟若くは小祠――勿論山神廟が有る事もあれば娘々廟が有る事もないではないが、普通老爺廟が有る、兎も角、老爺嶺(或は單に老嶺と呼び慣う)と云ねば孰れも樹木欝蒼として晝尚暗らく、物凄い山ばかりである。

此等山々の綿々として相連なるマウンテンレーヂ、北老爺嶺山脈は地圖で見ると伊爾哈雅範山脈と記してある、之は多分滿洲語で在昔左う云たものと見ゐる左にも右にも此邊の事は普通では坊間に謂いで居る地誌や地圖では頓ンと分らぬ――地圖、如何に精細な地圖とはいへ、海岸線や鐵道沿線が恰度蠅の這うた如な細字で埋められて居るにも拘らず、吉林以南、松花江上流地方より長白山地に掛けては、唯の一つ道路も記してなければ又部落も書入れて無い、夫も其筈、此邊は清人でさへ滅多に往來する所で無いのみらず、旅行者の足跡が未だ到らぬ地方で、寧ろ自分等の如な危險を冒かし、探險を事とする者の爲に多分は故意と取殘されてゐるのであらう。

松花江の支流なる輝發河、又の名鷄林土們河の南にして松花江の西に長蛇の如く盤紆するものは北老爺嶺山脈、滿洲に於ける有數の大森林地方である、之を假に北老爺嶺山脈の大森林と云ひ得べくんば、この大森林は少なくとも北緯四十二度の三岔子(地圖には正岔子と有る)附近より四十三度の法別附近に至るの間に跨り、西は樣子哨を東に距る四十清里の地點より東は松花江を極め、更に東南は松江河、頭道江及豆滿江の支流海蘭河を越ねて長白山を中心として滿韓兩地に亘る大森林と相聯し、東北は二道江、本溪河牡丹河の水源地方の大森林を呼び其面積は圖上に於て內輪に見積つた所で南北二十里、東西十里、廣袤凡そ二百方里は確に有る樹木の種類は長白山附近の森林の者と大差ないけれど、林齡は先づ雜と五十年以上百二十年位ゐ、割合と若い、尤も自分の見た所で哈密河嶺の東方、三岔河の水源地方の紅松、杉松、五葉松、朝鮮松等の混淆林は七十年以上二百年以下、渾江大甸子附近の落葉松單純林は面積凡十方里にして三十年以上百年位ゐで、鹹淵混淆林の所も有れば野火の結果白樺などの跋扈して居る所もあつて、素より一概には云わぬけれど總じて割合に若く且細い、と云ふものは恐らく餘りの濕地、餘りの隱蔽に堪ねのであらう、隱蔽と濕地とは大森林一般の特徴として到底免れぬ處で、只さへ青の香が凝りに凝つて幽かに零滴の聲が聞ゆ夜に入ると霧が降りて來てしと〳〵して來る上に夫に幾重にも重なつて朽に朽ちて居る落葉の下を潜つて來る小川や水溜が到る所に停滯してゐて、木賊、くものすした、ウーロ草、山菖蒲などが茂つてゐる、斯う云ふ泥濘の中に陷ると人も馬も脊を沒して、到底脫する事が出來ないから、春先雪解の時期から夏分に掛けては馬車は勿論人馬の通行さへ容さぬ、冬は無論雪と氷で鎖されて居るから人馬の步行に差閊ないのみが、爬犂と名くる橇を自由に通づる、雪と氷が悉皆解けて了うのが五月末で、夏は樹木が枝を幾重も折り重ねて蓁々と生茂つて、白蠛、虻なぞいう毒虫の跋扈する所となる、風の吹廻しに依つて群れて來る白蠛に襲はれると、牛や馬は總身血に染れて悶絕して了う、人といへども其襲來には避易せざるを得ない。

一年雜記

統監府の人物評判(三)　對星樓山人

保護政略の外郭を歩るく別働隊は本年十月頃まで顧問として一半は半島政府に一半は統監府に隸屬されてあつた、實は外交時代より繼續されたる置土產である、新舊過渡時代の反影物であつた。目賀田君は政治家の積りで財政整理を始め次第に經濟政策に多般の端緒を開き、又膨大なる計劃を企てつゝあつた、君は特別なる風采と不可測的氣分の人であつて、其赴任の始に於ては宛然總理大臣の抱負を示して居つた、其より統監時代に及むでも各種の人材を羅し、特に半島通の浪人幾人をも登用した、多くの拘束と警戒を受けたるに拘らず、君の後期に於て尙は財政政策は頗る難澁でもあつたが、又奇拔であつた、只だ奇計妙案悉く行はんと欲したる君の財政策は、餘りに政事家的であつた故に、我儕は時として目賀田氏の財政は一種の富籤で、其當り籤は則ち成功で、又當らぬ籤も少からずあらふと推測して居つたが、君は飄然として漢城を辭して歸去つた。丸山君の警察政治は頗る困難であつた、軍政時代の治安取締を一手に引受けて此陰謀國の監視を爲したる責任は、隨分重大であつた、君は純粹なる肥後武士で、其一生は警察政治を以て通過されたる人である、或者は古風なる警察であると惡口したものもあるが、兎に角、日本警察の威嚴は十分發輝したのは頗る多大の功勞と謂はばならぬ、其一面に於て旺盛なる靈氣ある人であるが又一面に於ては仲々敏捷なる人である、則ち公に於ては氣力一遍の遣方であるが、私に於ては特に宦海の處生に於ては敏達巧妙である。野津君の軍事と加藤君の宮內は、我儕屢其評判記を公にした事がある、此等重なる別働隊は其祿を受くるに於て國家を異にしても、均しく帝國政府の推擧と監督を受けて居つた、時として保護政略の外廓に於て彼等が慧星の如く芒大の光を發して見たり、又時として漢城の暗闘裏に於て波紋を起して見たり、其結末に於ては頗る奇異なる歸去來賦を歌ふて去りしは我儕をして趣味ある殖民史を讀ましめた感懷がある。

獄中長風兄に與ふ(下)　大村紀山

當時龍山の天地に多數の候補者續出し彼此黨同異伐の競爭を演じたるは事實也然ども僕は獨り冷然として立ち超然として居れり僕に關する信任の有無が一部に於て立候補の口實に利用されたるとを聞かざりしにあらず然ども是れ極めて小數の部分なるべしと自信せり且つ各候補者の爭ふ處は議員の椅子にありて民長の椅子にあらざりしとも亦能く人の知る處也僕は撰擧を了りたる後迄も尙は僕に對して多くの敵あるとを豫期せざりし如く孰れか將た僕の同志たるやを色別する能はざりき況や未だ其撰擧を了せざる渾沌の際に於てたや僕にして假りに再選を爭ふに意ありとするも僕に對する嚮背の未だ判然せざる際に其一方に左擔するの不利なるとは知者を待ちて後知るべきにあらず僕果して再選を欲するか再選を欲するが爲に競爭何ぞ辭せざるの意ありとするも足下の知る如く僕既に出でゝ政黨に托し茲に二十年來撰擧の競爭に關しては大小幾十回殆ど百戰の功を經たり僕は實に逐鹿場裡の猛者也往年僕が〇〇の天地を三分して奮闘したる意氣を以て與面目に龍山の同志を糾合し立つて親して陣頭に號令せば區々十二名の議席の如き全部同志を以て滿たす何の難きとか之れあらん且つ僕に言論文章の武器あり此武器を把つて一たび陣頭に立たんか掌大の天地復た僕の前面に立つべきものにあらず僕は今回の撰擧に際しては僕の殆ど獨占たる言論文章の武器をも捨てゝ最後迄沈默したるにあらずや僕が心竊かに在留民の自由意思を尊重し僕の進退一に自然の趨勢に一任せんとしたる眞心の所在を看取すべからずとするか僕豈に此間に小策を弄し罪を犯さむや。

足下僕龍山民長として職に在る三百日矣在職永からずと雖も亦た甚だ短からず此間に於て僕は轉た其功なきを愧づ然ども僕必ずしも尸位素餐の徒にあらず僕に功なきは功を急がざれば也平和の事業は須らく漸進すべし五年にして成を告ぐるものあり十年を要するあり五十年を要するあり要は大局の打算を誤らす以て百年の計を講ずべき也足下少しく察せよ如今龍山の地たる僅かに社會的生存の序を開きたるに過ぎず百の機關殆ど其一も具はらざる也日々漸增し來る子弟の爲に學校を造らんとするも忽ち其財源に窮するにあらずや局に僕以上のものをして之に當らしむるも其成績亦た僕の如けんのみ僕が民長としての能否に關しては自ら評價せさるべし僕或は普通の意義に於ける民長として適任なりとするも僕は聊か天下を治むるの術を知れり僕が龍山民長として若し一部の人心を失ひたるを事實とせば是天下を治むるの術を以て龍山の天地に適用したるが爲のみ俗論を迎合せざるが爲に僕失敗したりとするも敢て悔ひざる也寧ろ昧者の爲に足塵を拂はんのみ惡ぞ永く其椅子に戀々たらむや。

要するに僕に罪ありと否とは僕が果して紳士たりや否やに於て斷すべし紳士は絕體に一個の利害得失の爲に罪を爲し虛言を吐くものにあらざれば也僕が紳士としての德操に於て欠くる處なしとせば群疑滿腹すれども罪僕に當せず須らく自から持する處のものを洞見し其心證を捉へて而る後僕に罪ありとすれば直に其律を正すべし否らずとすれば一日も士を辱むべからず僕は重ねて言ふ僕は早晚自由の身となりて再び足下と相見るの日あらん幸に念とする勿れ時下烈寒人を寒殺す自愛せよ(十一月念九日於獄窓之下記)

釜山通信　鷄口生

▲受合ひのみにて其後一回の通信も致さず候ひしが實は小生引續き風邪に冒され爲めに思ひながらもつひ約束に孤負致し候次第何卒不悪御寛容被成下度候、サテ別に之れと申して事珍らしき材料は無之候も有りの儘なる事柄を少し許り通信可致候

▲釜山日本人地主會評議員中迫間房太郎、豐田福太郎、小島鐵三郎等の諸氏は過日事務所に於て評議の末會長田端正平を以て左の通り民團長宛て交渉を試み候

第一期工事並に土地整理、土地分配に至る迄一切の事務終了を明治四十一年三月限りとす

第二期工事並に土地整理土地分配に至る一切の事務終了を四十二年三月限とす

此二ケ條を會長より石原民長に交渉し而して民長應せず契約をなさざる時は地主會は臨時總會を開き道路敷地寄附等の件に付き履行を怠りたるものと見做し過般來の寄附をば斷然取消すことに決し候が是れ民團に於て已に設計なし居れる本年內に着手すべき工事にして是等の設備なき爲め昨今道路敷地の個所を賣買讓與する等の行爲あるものゝある由に候

▲次に當民團の財政運用に關する根本の大方針を調査研究の事は至極必要として一般に認め居らるゝもの〻如く殊に金融機關の樞機を握りて有力の地位にある當地一銀支店長野口法學士の如きも之が設立は釜山の現在及將來に對つて尤も適切なる擧措なるべしとなし熱心に之が組織を希望し居るやに聞き及び候が何れは實際問題として事實に現はるゝならむと信じ居り候

▲目下將に漁季に入んとしつゝあるは北韓方面に於ける明太魚及可德島方面より蔚山附近に涉る鰮鰊等の類にして又各方面も出漁者の準備を終はり只管漁期の到來を俟ちつゝあり候がマツ目下の漁業にして其の成績の見るべきものあるは當港近海即ち迎日灣以西釜山[illegible]近海に至る迄を限りたるもの〻如く又漁業の種別としては重もに鯛繩流瀨打瀨等なる由に候

▲愛國婦人會に於ては去る廿八日幸座に於て幻燈會催致候が來會者三百餘名頗る盛會を極め候が中間に演せし釜山清狂會の狂言寄附及び西洋奇術等は非常なる喝采を博し候

▲松井座の若手俳優等車輪になりて働き居り候が毎夜大入りにて却々の好景氣に候、一行に例の小喜多村加はり居り候故贔屓者等の騷ぎ非常なるものにて有頂天となり居るものも多々見受けられ候

日本人脚氣患者を追放せんとす(シカゴ市長の妄斷)

米國市俄古附近の鐵道に就働しつゝある日本人工夫間に脚氣病發生し同市病院に收容され居るもの十二名に達したるが同市長ブラウン氏は同患者を桑港なる日本人病院に移さんとしたるより同市駐在清水領事は容易ならぬ問題なりとし十月廿九日強硬なる抗告書を市長に提示したり即ち要旨は米國に任留する日本帝國臣民の居住に關する權利は日米協約の保障する權利たるを以て這般事件の斷行は獨り米國政府の爲すべき所に屬し斷じて州若くは市の如き區々たる地方官憲の取計ふべきものに非ずと云々と云ふに在り市長は右に付き夫々の手續に由り華盛頓なる國務省に其旨を報告し其指令を仰ぎたりと云ふ

小說　紘のみだれ(二十)　水井櫻園

日比谷公園の躑躅ケ岡に沿ふた噴水池の池畔り生茂つた孟宗藪に添ふて、人影稀な人道を擇りに擇つて語らひ行く男女の兩個がある。一陽來復とは云へ、未だ春淺き二月廿日の、雪も降るべく風も寒かるべきに此日は全く戰との風も吹かず、一天青々と晴れ渡つて、寔に暖な日であつた。



「豈夫公園の散步に來たんぢやあるまいが、奈何して出て來たの。」

と、男が問へば、女は笑ながら

「若や、貴方のお顔が見られりや爲ないかと思ひまして。」

と、笑談のやうに云ひ除けたが、何うしたのか顔をパッと赤くした。

「笑談ぢやない、お手柔に願ひますよ、私のやうなお心良は、笑談でも眞に受けるからね、はゝゝ。」

と、愉快さうに女の顔を見て微笑む。

「あら、笑談ぢやありません、眞箇なんですわ。眞箇斯うなんですよ。人が惡いとお叱りなさるか知らないけれど、此間の晚、お宅を伺ひましたら、內幸町の都新聞社の裏手で、和田垣と云ふ家だと仰やつたでせう、だもんですから、ヒヨツとお欺しなすつたんぢや無いか知らと、一度近い所から表までゞも伺つて見やう、見やうと思つてる顔へ、[illegible]ですから、今朝は何だか一度お姿なりと見たいと思ひまして、實は師匠の宅へ上る[illegible]で家を出まして、唯今お宅の御門前まで[illegible]つて、若やお姿が見やアしないか知らぞ、キョト〳〵と見廻しても、見廻しても、[illegible]ないもんですから、二三度門前を往來しまして、奈何しても見れないもんですから落膽して其の事暫く目で公園でも散步して歸らうと思つて、ぶら〳〵入つて來ますと、どうも貴方に能く似た姿が見れるでせう、けれども豈夫貴方ぢやない、[illegible]らうと思ひながら、何となく那樣やうな會たいと思つてる一念で、然う見れるんもするので、近寄つて見れば矢張貴方なんでせう、私甚麼に驚きましたらう、[illegible]ぢやないかと思ひましたんですよ。」

云ひ了つて、又しても初心らしく顔を赤[illegible]

「そりや眞箇の事なむかい、[illegible]過ぎたらう[illegible]

「あら、何で笑談なんか云ふもんですか、眞箇なんですわ。」

語らひつゝ步む中に、唯ある靜寂な[illegible]のある樹の間に來た。

「どうだ、幸ひ人影も無いから此處で暫く話さうぢやないか。」

と、男が云へば、女は頷に、共に塵を拂ふて腰を掛けた。讀者は既に此の男女の山田邦男と、竹本淸之助なる事を察せらるゝであらう。山田は、巻煙草と燐寸を取出してふかしながら

「それはまあ眞箇の話として置て、一体昨夜見た、妙な夢と云ふのは甚麼夢なむだ、私が焦れ死でもした夢でも見たのか。」

と、微笑すれば

「……いゝゑ然うぢやありませむの、だけれどもあむまり變な夢なむだから、話きないで置きますわ。」

京城新報

伊藤統監を送る

今や公は暴徒の四方に蜂起するを顧みず在韓同胞の生命財産に對して安全を期せられざるの場合に於て遊學の名の下に幼沖なる韓皇太子を擁して得意滿々故山に赴かんとす公の心狀余輩凡人の察し得るところにあらざるなり

公實に爲たり雖高齢古稀に近し豈旦夕を以て夕を計るべけんや、聞く公は來春三月を以て再び韓山に來らんとすと是大に良し而れども思へ天にとも年を籍すことなくんば[illegible]

公の知る如く東洋の政治は實際の苦痛を要す、韓國に於て特に然りとなす、[illegible]なる無數の生民を相手として善政を布かんとして徒勞を爲さんよりは幼皇一人を賢明に仕立て、韓國政治の根本を計るべし[illegible]公の著眼か[illegible]余輩の[illegible]能はざるところなり謹て公の東上を送る

眠れる當局者を覺醒せしめよ

◎自衞團の組織が到底失敗に終るべしとは具眼者の豫測なりし果せるかな[illegible]一大失策を演じ去れり[illegible]郡民を集めて傳令して曰く

第一義兵を宿泊し若くは食料を給與す可からざる事

第二[illegible]

都民之れを聞く者[illegible]今や所々に集合して去就を議しつゝあり[illegible]

◎借問す當局者の措置如何、[illegible]

◎吾人の希望は日韓人の[illegible]

[illegible]使隊の向ふ處韓民恐怖し或は家を捨てゝ山谷に走る者鮮からず分擔品の功名利益此時に[illegible]せる果既に幾許の品[illegible]して知るべしと誇負[illegible]本國民の品性をして[illegible]たる其責何人に在り[illegible]革ぞ十餘万在留官民[illegible]ずして漫に型紙的約[illegible]望む予は恐る百年を[illegible]斷々期し難し[illegible]訪へ二重合羽を纏へ斧一把の價を直切り[illegible]の斧を撮み取る韓商は鐵拳を加へて怒氣[illegible]噫何れか果して怒る[illegible]調子斯の如くんば統[illegible]破れずんば已まず[illegible]ると否とは日本の韓[illegible]なし日本の名譽は韓[illegible]德政を謳歌する時に[illegible]は何である[illegible]狀を滿足に思召さる[illegible]現狀を滿足に是認す[illegible]民は不言の間に韓國[illegible]者たり而して此の十[illegible]完全に祖國の依托を[illegible]の發展區々韓國に止まらず之れより更に大陸に伸翼すべきに幾[illegible]年間に渡る韓國經營は殆んど人をして絶望に終らしめんとす

北京電報

犯罪者の回答

[illegible]民の紀罪者を處罰す[illegible]にして敢て差支なき旨回答せり(四日發)

東京電報

▲義和宮の歸韓

義和宮殿下には本日午後新橋發列車にて[illegible]の途に就きたり

▲大屋長官の歸任

[illegible]大屋權平氏は明日午後[illegible]かるべし(四日發)

▲間島礦と我政府

[illegible]同の間島天保山礦の[illegible]に就き我政府は林公使[illegible]を提出せしめたり

▲勞働大臣歡迎會

[illegible]大臣歡迎會は今夜[illegible]され澁澤男の挨拶に[illegible]國親善の必要につき[illegible]り

▲日銀の利子引上

[illegible]押方引き上げ四日よ[illegible](以上三日午後發)

電報

皇太子御出發

皇太子には[illegible]て日本へ御留學の途[illegible]

韓太子御渡航次第

韓皇太子殿下には別項の如く本日仁川御出發の筈なるが今其渡航中の次第を記すれば左の如し

(一)御發着日割左の如し

五日正午仁川御發航

七日午前九時下の關御着港

(二)兩艦に於て行ふ可き儀式左の如し

(イ)五日午前八時滿州滿艦飾

(ロ)同日正午頃御準備の滊船(滿州副長之れに乘組)にて埠頭御出發のとき並に滿州に御乘艦皇太子旗を大檣頭に揭揚のとき宗谷皇禮砲を行ふ

(ハ)御乘艇宗谷の側を通過するとき宗谷は海軍敬禮式第六十二條の敬禮を行ひ滿州に御乘艦のとき滿州は同第六十條の敬禮を行ふ

(ニ)滿州に御乘艦後滿州は宗谷に倣ひ滿艦飾を撤し次て兩艦出港す

(ホ)七日兩艦は下の關に投錨すると同時に逐次滿艦飾を爲す

(ヘ)同日滿州御退艦のとき滿州は海軍敬禮式第六十一條の敬禮を行ひ宗谷は同第六十二條の敬禮及皇禮砲を行ふ

(ト)滿州御乘艦の後滿州の准士官以上は殿下に謁見次て統監に伺候す又宗谷の准士官以上は時宜に依り下ノ關到着後前同斷の事

(チ)仁川下ノ關に於て滿州御乘艦御退艦の時水上は宗谷艦長小蒸滊にて御乘艦を警衛する事

(リ)下ノ關に御上陸の後兩艦長は御旅館に伺候し御告別申上る事

(ル)滿州御乘退艦の際兩艦員の服裝は禮服とす

(三)航行の順序は速力及舵角左の通とす

(イ)第一宗谷第二滿洲但六連島附近より滿州は適宜解列先行して錨地に進む事

(ロ)原速十二ノット但五日夜レーガー島附近より半速八ノット微速七發島附近に至る迄原速を十ノットに減す此時半速は尚八ノットとす

(一)舵角は宗谷十五度

(二)兩艦長は御旅館に伺候終りたる後兩艦は各其便宜に從ひ行動する事

皇太子の暇乞

韓皇太子には本日午前出發愈よ日本留學の途に上らるゝにつき昨日正午馬車にて趙陪從武官長陪乘し金虎門出門觀親齋洞安洞より東十字橋に出で光化門前より黄土峴に折れ布德門を經て大漢門より德壽宮にて太皇帝と對顏あり御暇乞を申上げられ午後還啓されたり

仁川官民の奉迎送

韓太子殿下には御豫定の如く本日午前十一時十分仁川驛御着直ちに御乘艦あらせらるゝ次第なるが仁川官民は我皇太子奉送迎の折と同樣稅關・停車場御道筋に出で熱心に奉迎送申上ぐべし、尙婦人會の奉迎席は停車場前(前同樣)に決定しありといふ

間島問題と統監府

間島問題に就ては目下北京政府と我代表者との間に交涉中なるが同島には世人の知れる如く日韓住民十餘万の多數に上り中野次郎氏は哈爾巴嶺に源を發する布爾哈通河の沿岸にある天寶山の鑛山採掘に從事しつゝありしに清政府頑慢にも採掘禁止の告示を發し之を禁止したり氏は已を得ず之を我政府に原請する爲め一昨日當地を經て一時歸朝の途に就きたりと云ふ然るに統監府が此問題に對する意向として聞く所に依れば北京政府に對する方針甚だ薄弱に失する嫌ひあるは之を以て森林伐採問題、鐵道沿線にある鑛山經營問題と交換するにあるが如し而して清韓との國境確定に就ては長白山下の一通河の下流茂山に引ける一線即ち豐饒なる地方を韓國領とし其以北の比較的磽角なる地方を清國に與へ以て同問題の解決を圖んとするものゝ如しと果して如何にや

●李總理の心憂　本日は韓東宮殿下御留學の爲め御出發ありたるに付き政府大臣中には農商工部大臣宋秉畯氏隨行致すことゝなりしが今回御留學並に大使派遣を好機として總理李完用氏は早くも隨員たるべきを豫期したるに拘らず氏は之を宋農相に讓らざる可らざるに至りしは內閣の暗潮伏在を表示して餘りあり李總理は朴內閣時代より日本行を思立ち居りし由にて四圍の形勢到底此重責を荷ふを苦痛とするものゝ如く特に明春期に至りて新發展を見るに際して何等東京政府と連鎖なきを憂ひ兄李允用氏の隨行と俱に軍相李秉武氏をも其一行に加へんとしたるも途に行はれざりしを見て暗潮の程度に就て心憂を抱に至りと云ふ者あり

李鳳來家宅搜索を受く

例の金塊問題に關し其筋の嫌疑を受たる李鳳來は一昨日家宅搜索を受たりと傳へらる

東京の目賀田男歡迎會

先に歸朝せられたる目賀田男爵の爲めに阪谷藏相澁澤男爵松尾日銀總裁添田興銀總裁水町大藏次官等發起となり先月二十八日午後六時より帝國ホテルに於て同氏の慰勞會を開きたるが來會者は石渡、珍田、中村各次官日下、相馬、豐川、早川、柳生、大倉、高橋(新吉)仁尾、妻木、大藏省高等官、銀行家其他等總て二百數十名宴酣なる頃阪谷大藏大臣起て祝詞を述べ次て目賀田男爵の答詞松尾總裁澁澤男爵添田總裁等の祝詞等あり近來稀に見る盛會にして主客十二分の歡を盡して散會せりと云ふ

本邦人叙勳

韓帝は二日付を以て左の人々へ對し叙勳されたり

叙勳一等賜八卦章　宮內府次官　小宮三保松
日本國管理艦長海軍大佐　山縣文藏
叙勳二等賜八卦章(各通)　日本國見島艦長海軍大佐　東鄉吉太郎
日本國第二艦隊參謀海軍大尉　太田千尋
叙勳四等賜太極章　宮內府前顧問部補佐官　橋圓壽
同　村上龍信
叙勳五等賜太極章(各通)　日本國警視勳五等　呼子友一郎
同　日本國警部勳六等　葛城最太郎
同　皇宮警衛事務所補佐員　神宮興太郎
叙勳七等賜太極章(各通)　同　佳野佳吉
賜太極章　日本國陸軍少將勳一等　村田惇
統監府囑託勳三等男爵　高崎安彦
陸叙勳二等賜八卦章

●李氏の叙勳　永宣君李埈鎔氏は大勳に叙し李花大綬章を賜り李達鎔氏は勳三等に叙し八卦章を賜りたり

苫灘の大討伐

士民の報ずる處によりて長淵郡方面に約三百の暴徒集團せる由を聞き同所分派所は佐々木警部一巡査九、總巡以下五名を率ひ韓裝して偵察に向ひたるに二十五日午後三時一行は長淵郡瓜花に於て前方約一里の苫灘に暴徒約三百名の集團あるを知り午後五時直前して苫灘に入りしに暴徒は果して一行の來れるを知り面內の高地に據り砲火を開きて偵察隊を亂射せるより偵察隊の一行は田圃の間に散開して猛烈なる射擊を加へつゝ前進したれば暴徒は潰走し始め直に追擊に向ひたるも時既に日沒後なりしを以て遂に其踪跡を失ひ暴徒は甕津郡方面に遁れたり暴徒の數は約百五十餘にして自稱義兵大將禹某の率ゆるものなりといふ此戰鬪にれける鹵獲品は衣服に調製すべき木綿二十五人分一枚綿三貫目なりし同夜偵察隊の一行は苫灘に一泊し翌二十六日午後二時三十分苫灘出發長淵邑に向ふ途中暴徒三百餘再び苫灘に侵入し來れる情報に接したるも暗夜に加ふるに雨天なりしを以て長淵邑に引揚げんがため前進を續行し約十町にして豫て松禾方面の討伐に出張せる滿州守備隊金本少尉以下十七名及び長淵守備隊將校以下十三名に出會したり軍隊は既に敵狀を知悉し苫灘を衝くの目的なるより偵察隊ー軍隊に附隨して現場より引返し守備隊は本道を前進し偵察隊の韓裝せるを利用し伏兵の任に當ることゝし暴徒の退路を扼するの目的を以て苫灘川の下流に沿ひ堤防下に伏兵線を張る此時守備隊は漸時暴徒に接近しつゝ頻々砲火を交へたるが二十六日午前四時頃暴徒は例により潰亂を始め苫灘川を渡涉して遁走せんとするより偵察隊は猛烈なる急射擊を加へたるに暴徒は周章狼狽方面に引返さんとする時守備隊は逆擊突貫し一行も川を渡りて挾擊を加へたれば暴徒は多大の損害を受け山林を潜行して甕津方面に遁竄したるが現場に遺棄したる屍體五十五負傷十數名を出し暴徒の中隊長金京善分隊長東初長等も戰死せり此の暴徒を指揮せる隊長は姜仁淳(廿才)と稱する彼の白髮の老人にして同人は豫て江原道より當道に入り込み暴徒の首魁となりたりとの風說ある有名の儒者柳麟錫の人相に髣髴たるものあり探索の上一行は暴徒を追蹤し甕津方面に向ひたり

楊口の突擊

警察隊は藤井少尉の率ゆる討伐隊三十七名に附隨し十一月二十日午前七時出發目的地に向ふ暴徒は晝間步哨を高地に置き警戒するを以て討伐隊は之れを夜襲することゝし前進偵察の結果暴徒百二三十名揭口邑內に集團せるを確め午後七時二方面より一齊に突擊したるに彼等は周章狼狽して潰走之を急追し暴徒の將金德興外十一名を倒せり鹵獲品は銃器一、乘馬一、印鑑一にして其巢窟家屋一を燒燬したり討伐隊は翌二十一日同郡善安里に暴徒の首魁等が潜伏せるを偵知し之を夜襲し暴徒の總大將金敬和外副將三名を斃し多大の損害を與へ之れを潰走せしめ巢窟家屋三十戶を燒き銃器四、軍刀一、賊魁の乘馬一及江陵倡義大將云々と書したる旗四旒を鹵獲す我に損害なし討伐隊は尙同郡方山面に暴徒の火藥製造せるを偵知し急行したるに暴徒等は既に逃走後なりしを以て家屋一戶を燒却し附近村落を搜索したるも得る處なく暴徒は江陵方面に逃走したる形跡あり當方面の暴徒は其首魁及副將五名と根據地とを失したるを以て阻喪立つ能はざるに至りしものゝ如し

巡檢隊の手柄

巡檢二十名を率ひ提川丹陽方面偵察中の朴警視より二十七日收溪發の報告によれば[illegible]に江原道原州南方仁庇谷に於て淸風郡西里を燒棄せる暴徒の一團と二十六日午後衝突し約六時間戰鬪の後賊は原州白雲山北方に敗走せるを以て追擊中首魁は方仁觀にして閔東大陣左軍將と自稱し常に檄文を發して威武を示し勢力侮るべからざるものありしが此の戰鬪により彈丸右脚に命中し配下に助けられて退却せり其他元解隊兵分隊長として都十長と稱せる全鳳鶴以下五名即死負傷約七名我に損害なし捕虜三名首魁大將印日本兵韓國兵帽子各一個モーゼル銃一挺鞍馬一頭鞍三個韓兵上衣外套各一枚を鹵獲せりと云ふ

暴徒寺院を襲ふ

去月三十日正午八名の暴徒黑裝束に身を堅め手に火繩銃又は日本刀を携へ長湍郡華藏寺(自開城東北方三里)住職林巡南の宅に亂入し單に飮食を强請して恣に飮食したる後北方に向て引き揚げたりと

●特赦と强窃盜　今回特赦令に依りて特赦されたる內平理院及び漢城、川兩裁判所在獄中の强窃盜犯百六十三名あり此中には三犯再犯の者十七名あるを見る然るに此特赦されたる强窃盜は果して衷心より改悛したるものなるや否甚だ疑はしきものなり此等百六十三名の强窃盜は特赦されて京仁の間に散在し居るものと見て差支へなく而して特赦さるゝや直ちに正業に就くものもあるべきも多くは世間より盜賊として擯斥され正業に就くの道なく已を得ず再び窃盜に返り賊を働くにわらざれば其糊口に窮するの餘り又々賊を働くに至るものなしとせず、されば今回の特赦は甚だ危險のものといはざるべからず此の如く窃盜が特赦に依り京仁間に散在する間は當局に於ても十分なる監視をなさんことを希望するものなり

驛屯賭稅の徵收方

本年に於ける驛屯土及各宮田水田園林租の徵收は之を度支部に委託せられたるを以て度支部に於ては地方徵稅機關をして其徵收の衝に當らしめつゝあるは既記の如くなるが今徵收手續の概要及地方納租者の感想等を記すれば左の如し

一、本年に於ける收租は時機最も切迫せるが爲め他の結戶稅の如き順序にて徵收の完濟を期するを得ざるは寔に遺憾とする所なるも事實止むを得ざる次第なるを以て經理院に於て收租せし當時に使用して都舍音、洞舍音等の內にて誠實なりと認めたる者を選定し是等の者を稅務員に囑託し徵收事務の一部を擔任せしむることゝせり

一、前項稅務員には姓名及擔當區域を記したる一定の稅務員證を交付し納租者及警察官吏の求に應じ何時にても提示し其稅務員たることを證明せしむると共に他の私に舍音及派員と稱して擅に徵租を爲す者を取締るの具とせり

一、本年に於ける收租は時機切迫の爲め大体昨年分の收租額を標準として稅務署及同分署をして豫定せしめ一定の納期日を記入したる納入告知書又は俸上命令書(現品納入の場合)を納租者に發する規則とするも納租者多數又は稅務員に於て毫も不正行爲を働くが如き虞なきと認めたる場合には便宜稅務員に告知書又は命令書を發し稅務員をして徵收せしむることとあり

一、經理院に於て收租の當時は舍音及派員等に徵收の費用を給與せるが爲め納租者より徵收したる租額の內より自己の費用を支辨するの慣例なりしを以て其弊は過重の徵收となり又は徵取したる稅金の私服となりて結局納稅者の迷惑となるのみならず累を經理院に及ぼすが如きこと少からざりしが故に度支部に於ては[illegible]みる所ありて稅務員には徵收事務に服役中は手當及旅費を支給し尙其成績の良好なる者に對しては賞與金を下賜することゝし以て從來の惡弊を絶つことゝせり

一、徵收に關する詳細の規定は過般度支部大臣より各稅務監督所、稅務署及同分署に訓令せられたるを以て各地方に於ては既に徵收の準備を爲しつゝありて未だ現實に徵收に着手せざるも納租者は度支部に於て徵收せらるゝことゝなりたるを聞くや從來の如く十五桝上納すれば可なるに派員等が擅に十八桝若くは二十桝も上納せしむるが如き弊なきことゝ信じ喜悅の意を表し居る由なり

●仁川隔離所修繕　仁川現在の避病院は虎疫流行の折隔離所に宛てたるが其修理を施し今後流行病發生の折には完全なる隔離所として使用するを得るに至れり因に避病院新築は來年度に着手する豫定なりといふ

●日韓產業銀行　釜山の同銀行近く當地に支店を開設し營業を開始する由なり

統監府辭令

任統監府副理事　統監府屬　青山淺次郎
任統監府囑託(十二月三日)　理事廳屬　大山松藏
任理事廳囑託(元山在勤同上)　統監府屬　島谷淨信

●綱島牧師　東京麹町三番町教會の牧師綱島佳吉氏は今回組合教會傳道事業狀況視察の爲め一昨々日來城し目下旭町二丁目不知火旅館に滯在中なり氏は東京都同志社に學び後米國エール大學に業を卒はれたる神學者にして本邦教役者中有數の人物なり因に牧師當地の滯在は三ヶ月位なるべく追ては平壤新義州等も視察すべしと云ふ

●商船の臨時發航　大阪商船[illegible]

[illegible]する筈なりと

[illegible]地組合教會の傳道事[illegible]ありては嘗に甲府女學校の教頭及組合教會女子傳道會長等の職に當りたることある[illegible]

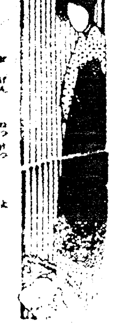
●元山赤十字支部總會　[illegible]支部總會開催の結果太田儀三氏一千圓を寄附して有功章を受領したる外特別社員四名[illegible]き天候不良にして降雪激しかりしにも拘らず社員及陸海軍士官同國人四百餘名出席[illegible]なり

▲愛國婦人會役員奉迎　愛國婦人會京城[illegible]

（第三種郵便物認可）明治四十年十二月五日 京城新報 （木曜日） 第二十二號 （三）

「無限の熱血」を讀む 七

鶴陵生



花は培ふて後始めて爛熳の觀を呈し、珠は磨きて後始めて皎々の光りを添ふ、縱し君が一家は未だ富裕の境に至らずとするも、兎も角も一家七人の生計を安樂に營み、且つ兩親には安樂堂さへ作りて老の身の悠々餘生を送らしむるを得るに至りたるは是れ偏に君が非凡非常の奮勵と勉勉との賜たるべきは敢て言ふを俟たざる所なり、而して家運の隆昌は漸く籍々として其の歩を進めしめつゝあるも、何時迄も天秤棒を肩にし區々たる豆腐賣りを以て甘んずべくもあらざれば、君は爰に之が將來に於ける目的を樹てざるべからざるの時となりたるが、君は之が方針に就て、些の煩悶なく苦慮なく直ちに意を決して貧兒寮を起さんとの心を抱きたり。

思ふに是れ君の性情行徑が其の自ら爰に眼を下し、想を着くるに至りたるものならん、亦是れ到底尋常一樣の決心には非らざるなり、而も擧世滔々只に權勢を夢み、名利に耽る當世に於ては眞に脫俗超俗の觀なくんばあらず。

されど苟も一の事業を創始し、經營せんとする必ず之に伴ふ資力なからざるべからず、君は實に此點に就て思を焦がし、心を惱ませしが、幸ひ篤志家の贊同を得又自己が聊かなりとても月々受くる月俸の收入ありしを以て、夫れを抵當として爰に少許の金を工夫し、形許りの家屋を建設せしが是ぞ即ち現今の貧兒寮の嚆矢にして、時は恰かも明治卅五年四月なりき、今左に參考迄に當時の寮則を掲げんに

一、本寮は貧窮にして學に就く能はざる兒童を集め 勅語の御趣旨を奉體し專ら德義の養成を勉め其惡習を矯正し以て放蕩無賴にして法律を犯し上を煩はすが如きことなからしめ父母に孝に兄弟に友に隣保に親み家業に勉勵せしむるを以て目的とす

二、貧兒の敎育は夜間二時間とす學科は最も簡易なる修身讀書算術習字作文の五科にして修身講話は忠孝の何たるを知らしめ之が實行を旨とし習字作文算術讀書は唯日用に應用し得るを以て限りとす

三、本寮の主旨は慈善的敎育なるを以て授業料を徵せざるのみならず敎具は一切之を給與するものとす故に學生の年長たるものは放課後一時間筆紙墨其の他の費用を辨ずる爲め罫紙摺り卷紙繼ぎ其他金錢を得るの仕事をなさしむ

四、貧兒にして貧困殊に甚だしく爲めに商賣の元資なきものには豆腐蒟蒻を製して之が行商をなさしむ

身を修めて後而して家を修め、家を修めて後而して社會を救ふ、君が心事の高朗にして到底尋常人の夢にも企て及ぶ能はざる所にして正に一代の儀表として景仰するに足るべし、而して斯く君は一方に於ては依然として天秤棒を肩にし更に他方に於ては此の困難なる事業を經營す

刻苦辛酸の迹歷々見るべしと雖も亦君が到心に取りては仰天俯地愉々快々の念を以て滿ちしや疑ふべからざるなり

强盜の見張番をした男

ドスを懐にして居る△怖くて逃げられぬ△三時間市中を引張られ△末永家に强盜の見張番△警察へ急訴した

去る十一月廿日午前三時仁川末永吳服店に押入り十八の店員を白刄の脅で叩き起し約一時間も家中を荒し廻つて金八圓餘を奪ひ去つた不敵の强盜岡田儀平が當夜同家に押入る前に此者の爲めに市中を連れ歩かれた一人の男がある此男とは外でもない仁川一富士樓の飯炊き男で銀さんといふのである、デ此銀の話を聽いて見ると岡田が强盜に這る迄市中を引張られ强盜の見張番をさせられたといふ一種の奇過話か滑稽談か知らぬが實に恐ろしくもあり可笑しくもある話である、之れから銀さんの話を書かう

銀さんは廿九日の午後十二時過用向の歸途花町二丁目の伊勢屋といふにうどんをパクつきて居ると身に印袢纏を着た丸顏の目丸の底に光りのある氣味惡るそうな二十八九の男がノソリと這入つて來て銀さんの傍に腰を卸してうどんを喰ひ銀さんの樣子を見ては何かと話しかくる銀さんも淋しい夜の談る人もないのでうかと話の問答を始めたが二人共勘定を濟まして其家を出で公園地通りを下つて來た、男は付いて來て又話をしかくる、そして銀さんの稼業などを聞いては何んだつまらねー飯炊きなんか止めて甘い金儲けをしたらどうだい、と仲々甘い話をしかくる、銀さんは初對面の人に似合はず親切らしいので、江戸ッ兒の氣質としてうかと話に釣り込まれていろ〱と世間話しをした揚句男は色々と泥棒の話を初めた銀さんは己れも泥棒はした事はないがバクチで上げられた事も二三度はあると目に合槌を打つて居ると男はフンそーかためい貝の鼠ちやねーんだな、俺はね泥棒だよと言れてこれに對する銀さんの素振を見て右の手を懐の中に捻ち込んだ、さて泥棒だと聽いた銀さんは今更ながら薄氣味惡くなり其男の容子をチット見ると男は意味ありげな咳拂ひをオホンと一ツやつたさー氣味惡いのは通り過して怖くなつて來た逃げようと思つても男は常に右手を懐中して其中には鋭きドスを呑んで居ると銀さんは思つた、もーかうなつたら仕樣だ後はどーならうと構はぬと諦らめて男の行くが儘に從いて行つた男は公園地通を突當りて左に海岸をスタ〱と行く、道すがら男は銀さんを相手に泥棒の手段や暗號を敎へたり仁川では何家が一番金があるかとか家の造りはどうだとか色々な事を尋ねた上『實は今晩働こうと思ふがこれから市中を隈なく巡つて樣子を探らうと思ふからな樣は之れから乃公に從いて來るんだぞ、といつて銀さんの顏をジロリと見た銀さんはモー堪らなくなつて逃げ出そうと男の樣子を見ると相變らず右手を懐にして居る、仕方がないので又海岸通り稅關濱の手前から今度は本町を逆戻した、時は既に一時も過ぎ二時近くもなつたら四隣寂として人ッ子一人通らぬ、男は四邊の家を覗ひ小首を傾けては通り過ぎる、奧田商店の前迄來てピタと足を止めて頻りに二階の樣子を覗つて居つたが口の中で何やら呟いて又歩み出した、かくして彼れは銀さんを連れて穴門通から末永吳服店（强盜被害の家）の前に來て又足を止めて同家の樣子を見て居つたが何かと合點したものかニヤリと苦笑ひして其場を立去り今度は歌舞伎座裏の廣場に材木の隱に腰を卸してオイ若いの此處に腰掛けろと銀さんの手をムズと握つて其處の材木の上に腰を卸さした、さて彼れは今後如何なる方面に如何に働くか明日の紙上に述べよう（つゞく）

●刄の下に手を合せ　三寒四温の韓國も今日は四温の内にやあるべき暄光照り渡りてより春光三月の氣温を覺ゆることとて海に山に一瓢一籠の遊びを促せども身に軍人たるの責任なれば我儘勝手たる能はざるも韓國に治外法權の令あり淫賣料理屋は此の限りにあらすと己れ魁け高名の功せんと先登第一に乘込んだるは佛國の陸軍將官オーオスキマス次に馬を乘り入れたるは佛國の海軍大佐ミーナホレルの兩將軍當地西小門內某料理屋に陣屋を構へ淸韓の敵でざんなれと巨魁とやらを墨として酒池肉林の斬壕に據り寄せ來らは徵塵になし吳れんぞと勢ひ込んだる折しもあれ某國の軍人劒を拔き翳し我こそは神のさとしの令により善を勸め惡を懲らすの大任を帶びたるものなり措しまなる振舞するに於ては誰彼の差別はあらじ引き捕へて處分せんと阿修羅王の荒れたる如き勢ひに已に前夜警察刑事の注意に懲らせしめられたる魔窟の赤鬼靑鬼共二の句は扨置き一言半句の答もなさず蜘蛛の如く散し逃げしが後にて聞けば刑事は全く僞物なりしとは笑止千万の事にとぞ

●古墳發掘（高麗燒を得ん爲）　開城府北部縣井增太郎方滯在の上山常三郎（十九）三重縣平民工夫開城府北部鞍谷居住谷口九一（六十）の兩名は去る二十七日の夜長端郡松西面長谷里の林明楠管理の小松山に入り古墳を發掘して御白盞、花瓶の銅器、赤銅の匙靑磁の德利各一個文錢五個を竊取し直ちに山を出でんとする處折も折とて贅理の巡査に認められ直に捕縛せられたり

●軍隊の衛生調査　宗谷乘組中軍醫今吉政吉氏は昨日民役所及仁川病院につき民團公衆衛生に關する調査をなしたり

米國婦人の持參金

佛國新聞ル、プチー、パリジアンの記する所に據れば米國婦人が海外殊に歐洲貴族に婚嫁したる結果として米國より歐洲に搬出せられたる持參金の總額は實に九億弗といふ驚くべき巨額に達せる由同記者は此事を驚歎すべき記事と米國の金融逼迫に關聯せりとは言はざれども米國より斯くの如き多額の金貨の流出したる事實は時節柄米國財政の上に少なからざる影響を及ぼしたりと言ふも敢て過言にはあらざる可しと云へり米國婦人の歐洲人と結婚したるものは比較的近年の統計に見るも既に四百名以上に上れる由にて近着紐育ウォールドには其內三百五十六名の姓名を一々列擧したり今持參金二百万弗以上を齎らして歐洲の名家に嫁げる者二十二名の氏名、婚嫁先、持參金等を擧ぐれば左の如し

氏名	持參金	婚嫁先
メイ、ゴエレツト孃	四千萬弗	ロックスブルグ公爵
ポーリンアストル孃	二千萬弗	スペンダークレー大尉
アンナクールド孃	千五百萬弗	ボニードカステレーン伯爵
マーシヤルロバーツ夫人	千二百萬弗	ラルフウイピアン大佐
サラヘルプストークス孃	一千萬弗	ハルケツト男
コンスエロウアンダービルト孃	一千萬弗	マルボロー公爵
メリーレーター孃	五百萬弗	カーゾン卿
ナンシーレーター孃	五百萬弗	コーリンキヤムブル大尉
コーカレツトレーター孃	五百萬弗	サツフオーク伯爵
ベルウイルソン孃	五百萬弗	チーギオルウイーヘーク氏
マリーサツターフイールド孃	四百萬弗	ラリンソンフオンメーニツヒ伯爵
リリーサムマースレー孃	三百萬弗	ウイリアムベレスフオード
ジヤートルーシーパーカー孃	三百萬弗	サーギルバートカーター氏
マツケイ孃	二百萬弗	シーチーコロンナ公爵
ガーナー孃	二百萬弗	ブレチユル侯爵
フローレンスガーナー孃	二百萬弗	サーウイリアムゴルドン氏
クレアハンチントン孃	二百萬弗	ヱスフオンハツフエルト公爵
リヴイングストーン夫人	二百萬弗	チノー公爵
ミンニースチーヴンス孃	二百萬弗	サーアーサージエツド大將

獨逸の將棋村（下）

平常は屋内で家族團欒して將棋を弄び日曜日毎に村の倶樂部に會合して盛に相互の技倆を磨きつゝあるが之を弄ぶに一番盛な季節は夏期であつて毎年夏になると夜のように戸外に出でゝランプの光を頼りに勝負を闘はす、村民等が一番待ちつゝあるは五年目毎に一回村の大祭日を期して開かるゝ將棋の競技大會で此時には獨國の各地よりは勿論歐米各國よりも將棋道の天狗連集り來り村家はすべて紅燈彩旗を以て飾られ非常な賑ひで此大會は二日又は三日に亘りて會場は村の重立ちたる旅館を以て之に宛て其大廣間には長くして幅狹き机及び長椅子を置き各卓上に三十の將棋盤を備へて各人隨意に闘はしむ其勝負は長きは四時間短きは十分間位で濟むもあり、なにしろ此勝負の如何によりて世界の將棋家番附の位附が定まり種々賞品も與へらるゝといふのであるから老若男女の意氣込凄ましく殊に各國から派遣された撰手の面々愛を先途と秘術を盡す樣は隨分の見物であるそうだ此村の家々の標札は將棋の駒を象りて作りたるものを掲げ敎會の尖塔は鐵製で將棋盤の形狀をしてをるといふ、抑も此村に將棋の遊戯の渡來せるは昔時からで傳說によれば紀元一千十一年クリサリソン伯爵とかいふ者ストローペーツクの監督アーノルドと戰つて敗れ今も村の眞中に屹然として立ちつゝある將棋塔の内に押込められし時閑散の余り部屋の机に將棋盤を刻み木材にて一組の駒を作り番兵に敎へて共に娯んだのがやがて村中に流行するに至つたのが、そも〱の起源であるそうだ、それで代々親は子に、子は孫に傳へて將棋村の別天地となつたのである